

令和6年度 事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、さまざまところで地域の事業が再開し、活気ある地域の活動が戻ってきました。

一方、物価の高騰や光熱費の値上げによる生活費の圧迫やつながりの希薄化による社会的孤立や高齢者の親と障がい者の子どもなどの複合世帯、ヤングケアラー、ひきこもりなど、課題は多様化、深刻化しています。

また、1月1日に発生した能登半島地震において改めて災害対策の重要性が考えさせられています。日頃からの関係機関、団体と連携を図るとともに、訓練等を通じて災害に備えていく必要があります。

今年度も都島区社会福祉協議会は、大阪市社会福祉協議会が作成した第3期大阪市地域福祉活動計画を協力して推進するとともに、お一人お一人の尊厳が守られ、その人らしく生きていける社会、互いにつながりあえるまちを目指し、地域住民・関係機関の皆さまとともに、さまざまな活動に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、次の3つの項目について重点的に推進していきます。

① 孤立発見プロジェクト(独自事業)の継続的な取り組み (以下、一部を抜粋)

- ・引き続き、区社協内の各部署の横断事業として、地域を基盤とした見守りの目となる支援者との連携強化並びに、企業や商店などとの関係構築
- ・コンビニとICTを活用した相談のしくみを本格実施
- ・集合住宅へ出張講座などを通して住民同士のつながりやコミュニティづくり、困りごとを抱える世帯の早期に発見・対応できるしくみづくり
- ・担い手への「研修会」を実施し、情報共有やスキルアップに努めるとともに、次年度以降の方向性を検討する。

② フードパントリーや地域へ出向く出張フードパントリーを通じたアウトリーチの強化と食糧支援の持続可能な仕組みを勘案する。

- ・ひとり親世帯や生活に不安のある世帯を対象に、食品や生活用品を無償で提供し、今後の生活に向けての困りごとや心配事を相談できる場として実施する。
- ・地域の福祉会館などで出張のパントリーを実施し、生活に不安のある世帯の早期発見や相談しやすい場をつくる。

- ③地域の防災拠点の一つとして災害対策の取り組みを行い、いざという時のために備える
 - ・災害対応には、行政との連携が不可欠なことから、区役所の防災訓練に参画し情報交換を密にする。
 - ・災害の発生に備え災害ボランティアセンターの運営がスムーズにできるよう、センターの設置・運営訓練を行う。

II 事業概要

1 法人運営事業

組織基盤の強化

- (1) 賛助会員の拡充
- (2) 情報発信の促進

- ①広報紙「社協通信みやこじま」の発行（年4回程度）
- ②ホームページ、フェイスブック、LINE等のICT活用
- ③マスコットキャラクター「みやこりん」の活用
- ④区社協パンフレットや各種事業周知ちらしなど作成物による周知

- (3) 人材育成

人材の確保・定着育成を目指した職員内部研修の充実

- (4) 善意銀行の効果的な運営
- (5) 地域福祉推進基金の適切な運用

2 地域福祉活動への支援

- (1) 地域社会福祉協議会・地域活動協議会等の活動支援

- ①高齢者食事サービス事業 ②ふれあい喫茶 ③子育てサロン
- ④地域活動の支援 ⑤その他

- (2) 活動費助成（共同募金配分金事業）

- ①地域の敬老行事等に対して共同募金配分金を活用し助成する。
今年度より前年度の共同募金の実績割を一部導入する。

- ②福祉団体助成金（共同募金配分金事業）
区内の福祉関係団体の地域福祉活動に助成する。

- ③ふれあい交流事業助成金（共同募金配分金事業）
広く区民に向けた地域福祉の推進・発展・啓発が期待される事業（世代間交流事業）
に対し助成する。

- (3) 認知症理解促進のための啓発事業の実施

- ①認知症サポーター養成講座 ②都島区キャラバン・メイト連絡会への支援

(4) 障がい者福祉事業の推進

地域における障がい理解を推進するための事業を関係機関と連携し実施
障がい者基幹相談支援センター・自立支援協議会地域当事者部会等と共催で、地域における障がい理解を推進するための「広げよう地域の輪」を実施

(5) 誰もが参加できる居場所「cafe ま〜ぶる」の実施

「誰かと話がしたい」「参加できる活動を知りたい」が、病気や障がいなどで地域活動に1人で参加することが難しいと考えられる方が専門職のサポートを受けながら誰もが参加・交流できる居場所や社会参加、社会経験を積み上げる場として実施する。

(6) 地域住民・団体への福祉教育の推進

(7) 区内社会福祉施設との連携強化

- ①都島区社会福祉施設連絡会の活動支援（総会の開催、区民まつりへの参画など）
- ②研修会の開催

(8) ボランティア・市民活動センター事業の充実

- ①ボランティア活動への参加促進、育成の充実

ボランティア講座の開催や情報発信を通じて、ボランティアの育成・養成活動を行う。（老人福祉センターとのボランティア講座の共催など）

- ②ボランティア・市民活動センターの情報発信強化

広報紙やホームページ等のSNSを活用し、情報発信に努める。

- ③ボランティア団体の支援

ア 活動場所の提供や相談、情報の提供等を行う。

イ ボランティア学習会・交流会の開催

- ④ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

ボランティア・市民活動センター運営委員会を開催、都島区のボランティア活動や市民活動の状況について意見交換を行う。

- ⑤ボランティア・アドバイザー連絡会の実施

2か月に1回 連絡会を開催し、ボランティアの意見や思いを取り入れながら、ボランティア・市民活動センターの運営を行う。

- ⑥福祉教育の実施

ア 「誰もが安心して暮らせるまち 都島」を目指して、区内の学校・企業の授業や研修をサポートする。

イ 障がい者スポーツ「ボッチャ」などの体験学習を通じて、障がいについての理解を深める。

(9) 緊急食糧等支援事業（独自事業）

(10) どんどん歩こう おでかけスタンプラリーの継続実施（独自事業）

高齢者の閉じこもりや介護の予防に努める。

また、スタンプラリーの参加者を対象に、定期的に体力測定会を行い、参加者が振り返りの機会を設けるとともに、継続的にスタンプラリーの事業評価を行う。地域に応じてスタンプラリーの事業を拡充し、スマートフォン講座や折り鶴プロジェクトに参画する場を設け、高齢者の生きがいや介護予防、社会参加等につなげる。

(11) 子ども食堂への活動支援

各地で開催している子ども食堂の活動者による情報交換の場をつくる。

(12) 関係機関と連携し、障がいのある子どもや保護者等への支援

(13) 車いす貸出事業

3 大規模災害発生時に向けた体制整備及び関連事業の推進

(1) 体制整備

①災害対策に関する学習会の開催

②都島区社会福祉協議会災害応急対策実施要綱の定期的な見直しと具体的な防災マニュアルの作成

③災害対応及び事業復旧に必要な資機材・備品の拡充

④区役所と連携し都島区災害ボランティアセンターの開設と運営体制整備にともなう具体的な運営マニュアルの作成

(2) 関連事業

①防災イベント「みやこじま防災大作戦」の開催

②災害ボランティア養成講座の開催

③災害対策本部・災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

④区及び地域主催の防災訓練及び行事への積極的な参画

⑤防災教育の教材貸出

4 介護保険法事業

居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要支援1・2、要介護1～5の介護認定を受けた方と家族の希望を聞いて、適したケアプランを作成し、介護サービスを利用できるよう調整をおこなう。

5 受託事業の積極的な運営

(1) 地域包括支援センター事業【市公募事業】

担当地域：桜宮・中野・東都島・西都島

高齢者が継続して住みなれた地域で安心して生活できるよう、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等の専門資格を持つ職員が、様々な関係機関と協力して高齢者と家族、高齢者を支える方を支援する。

《基本取り組み》

- ① 総合相談支援
- ② 権利擁護支援
- ③ 介護予防支援事業
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント
- ⑤ 地域ケア会議の開催
- ⑥ 家族介護支援事業の実施

《独自取り組み》

- ① 「都島区介護事業者合同研修会・多職種交流会」
介護サービス事業者のスキルアップと、多職種間のつながりを強化し、円滑な支援と質の向上を目指す。
- ② 「男のための座学～第二の人生を豊かにする～」
男性の仲間づくりや居場所づくり、生きがいつくりのための勉強会や実習、遠足等をおこない、男性の孤立を防止する。
- ③ いきいき百歳体操グループ「ロージムS100」
- ④ 都島区介護家族の会「やすらぎ虹の会」
- ⑤ 「都島区居宅介護支援事業者連絡会」「都島区ヘルパー連絡会」「都島区高齢者入居施設連絡会」開催支援
- ⑥ 「介護サービス事業所マップ」「インフォーマルサービス一覧」作成（都島区北部地域包括と共作）

(2) 介護予防事業「なにわ元気塾」の実施

令和5年度は「なにわ元気塾」を区内9地域10グループでの開催が実現し、毎月140名を超える高齢者の参加があった。令和6年度も、健康寿命を延ばし、自立した生活が行えるプログラムや高齢者が興味をもたれる内容を企画するとともに、体験会等を通して新規の参加者を募っていく。

(3) 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）

認知症高齢者・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に不安のある都島区在住の方、契約の利用意思確認ができる方へ福祉サービスの利用や日常の金銭管理のお手伝いをし、安心して生活が送れるよう支援をおこなう。

(4) 生活福祉資金貸付事務事業 【実施主体:大阪府社会福祉協議会】

低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付受付事務と必要な相談支援の実施及び、コロナ特例貸付の償還等の受付業務とフォローアップ支援事業の対応業務等で自立相談支援事業との連携を実施する。

(5) 生活困窮者自立相談支援事業（相談支援）【市公募事業】

総合相談窓口として福祉課題のみならず、住宅・就労・法律問題など幅広い分野の相談に対応できるよう、関係機関と連携して世帯の自立に向けた支援を行う。生活福祉資金特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の相談をきっかけに、新たな種類の困窮世帯が表面化する一方で、人とのつながりが途切れ、さらに孤立する世帯も増加している。

今年度も、地域に出向き出張パントリーやカフェま〜ぶるなどの場を活用し、相談支援につなげる。

また、フードドライブで食糧を受け付け、フードパントリー及び食糧支援で食糧を配布する巡回を、持続可能となるような仕組みを検討する。

- ①自立相談支援（相談支援、就労支援） ②家計改善支援 ③住宅確保支援
④一時生活支援 ⑤子ども自立アシスト ⑥就労訓練 ⑦就労チャレンジ 他

(6) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業【市委託事業】

誰もが安心して暮らせるよう、地域で生活する要援護者が抱える「複合化」した潜在的ニーズを掘り起こし課題解決を図るとともに、地域の見守りネットワークを構築し、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進める。

機能1...地域の見守り活動への支援

「要援護者名簿」をもとにした地域における見守りネットワークを構築。地域の見守り活動者が集う連絡会等を開催し、見守り活動の後方支援を行う。

機能2...孤立世帯等への専門的対応

支援に結びついていない方に対して粘り強くアプローチを行い、必要に応じて福祉サービスの利用につなげる。

生活自立相談窓口と『フードパントリー』を継続開催し、相談窓口につながりにくい方を相談支援につなげる。

機能3...認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症の人が行方不明になった時に、発見協力依頼のメールを配信し、早期発見・保護を目指す。警察からの情報提供をもとに、専門相談機関につなげる。

(7) 地域福祉推進事業及び地域子育て連絡員業務【区委託事業】

福祉会館などを拠点に福祉相談をおこなうとともに、コーディネーター新聞‘おうち日和’の発行やポスティング、‘おでかけスタンプラリー’や‘地域の居場所’などにつなげ、住民同士がつながり続けられるように事業を展開する。

- ①福祉相談を受け、区社協や行政等の専門機関につなぐ。
- ②要援護者の見守り活動を中心に、名簿の管理、同行訪問、見守りをおこなう団体間の情報集約や整理の支援、必要に応じた訪問をおこなう。
- ③児童虐待情報・子育て支援相談等について、情報収集をおこない行政や関係機関へつなぐ。
- ④地域のネットワークを活用し、地域ニーズの把握と情報収集をおこない福祉コミュニティの促進を図る。
- ⑤関係機関との連携調整や広報・啓発などの情報発信をおこなう。
- ⑥地域課題が複雑化多様化していることから、連絡会や研修会などを通じて、地域福祉コーディネーターのスキルアップに努める。

(8) 生活支援体制整備事業【市委託事業】

高齢者が住み慣れた地域で、元気で暮らしていくために、地域資源や困りごとの情報収集、インフォーマルサービスの開発を担い、医療・介護サービスでは補いにくい「ちょっとした困りごと」を解消する仕組みづくりをおこなう。

令和6年度は、地域で集える居場所の支援のほか、男性の参加支援や協議体の開催について重点的に取り組む。生活支援体制整備事業の広報紙「ずっと都島」を発行し、事業の啓発及び参加できる活動の周知をおこなう。

- ①協議体の設置及び会議の開催（区域及び日常生活圏域ごとでの開催）
- ②地域診断、ニーズ把握の実施
- ③関係機関のネットワークの構築
- ④地域資源・サービスの立ち上げ支援
- ⑤情報提供

(9) 日本赤十字関係事務

(10) 共同募金大阪府支部都島地区業務

6 大阪市立都島区老人福祉センターの管理運営

地域福祉の拠点施設として「生きがいと健康づくり」「介護予防・認知症予防」「地域福祉の担い手の育成」の3項目に重点を置き、広報誌やSNS等を活用し、情報発信を行いながら、各関係機関や老人クラブ連合会等と密に連携し、より多くの高齢者（特に60代の新規利用者）に利用していただけるように老人福祉センター事業を運営する。

(1) 「生きがいと健康づくり」

教養講座や運動系事業、サークル活動やレクリエーション事業を通じて高齢者の生きがいと健康づくりにつなげる。

(2) 「介護予防・認知症予防」

地域包括支援センターや認知症初期集中支援推進事業（都島オレンジチーム）、健康運動指導士等の専門家と連携して介護予防講座や認知症予防トレーニング等を実施する。

(3) 「地域福祉の担い手の育成」

ボランティア・市民活動センター等と協力し、啓発活動やボランティア養成講座を実施すると共に、高齢者自らがリーダーとなり活動する事業を実施する。

7 ふれあいセンター都島（都島区在宅サービスセンター）の管理運営